

○内閣府令第七十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第二条第一項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市町村」に改め、同項第一号中「生年月日

」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を、同項第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第四条第一項中「場合にあつては、」の下に「当該保護者が一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分の認定を申請した場合を除き、」を、「（一日当たり十一時間まで」の下に「に限る。」を加える。

第九条第一項中「当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができる」ときの下に「その他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるとき」を加える。

第十一条、第十五条及び第十六条中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

様式第一号の表題中「第五十三条第一項関係」を「第六十条第一項関係」に改める。

様式第二号の表題中「第五十三条第二項関係」を「第六十条第二項関係」に改める。

様式第三号の表題中「第五十三条第三項関係」を「第六十条第三項関係」に改める。

附 則

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法

律第二十七号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。ただし、第一条、第二条第一項中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める部分、第四条、第九条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第三号の改正規定は、公布の日から施行する。